

社会福祉法人篤仁会
役員等の報酬及び費用弁償に係る規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人篤仁会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めることを目的とする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、次のとおりとする。ただし、施設長等の施設職員を兼ねる役員については支給しない。

- 一 理事長 月額50,000円
- 二 理事 法人業務1回につき5,000円
- 三 監事 法人業務1回につき5,000円
- 四 評議員 法人業務1回につき5,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、旅費規則に基づき実費を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した上、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は、定款第8条及び第22条の変更について、福島市長の認可のあった日から施行する。
- 2 「社会福祉法人篤仁会役員等報酬規程」(平成28年12月20日制定)は廃止する。